駒ヶ根市 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6~8年度)

令和6年3月 **駒** ケ 根 市

<u>目次</u>

1	計画の趣旨		1
2	本計画の対象者		1
3	計画の位置づけと関連計画		1
4	計画の期間と評価等		2
(1) 計画の期間		2
(2) 計画達成状況の点検及び評価		2
5	基本指針		2
6	障害福祉サービスの種類		3
(1)障害者総合支援法に基づく障害	手福祉サービス	3
(2) 児童福祉法に基づく障がい児の)サービス	4
(3)地域生活支援事業		5
7	目標値等の設定		6
(1) 第7期計画の目標値(成果目標	<u>z</u>)	6
(1)施設入所者の地域生活への移行		6
2	福祉施設から一般就労への移行等	<u> </u>	6
(3)精神障がいにも対応した地域包括	5ケアシステムの構築	6
$\overline{4}$)地域生活支援拠点等の整備		6
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	-	7
6)障がい者・児の支援の質の向上		8
(7)社会参加の推進		8
(2)各種サービスの目標値およびサ	ービス見込み量(活動指標)	9
(3)地域生活支援事業		1 2

※「障がい」表記について

駒ヶ根市では、障がいや障がい者の表記について、法令等で定められているもの以外は、「障がい」とひらがな交じりの表記をしています。

1 計画の趣旨

第7期駒ヶ根市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(以下、「本計画」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第1条の2「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障がいのある人が全ての人と分け隔てなく地域で暮らせる共生社会実現のための支援と、共生社会の妨げとなる社会的障壁の除去に資するための支援を総合的かつ計画的に行うために定めるとともに、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度までの3年間の障害福祉サービス等に関する目標数値の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための新たな計画を定めるものです。

2 本計画の対象者

本計画の「障がいのある人」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障がい者・知 的障がい者・精神障がい者(発達障がい者を含む。)・難病により障がいのある者及び児を いいます。

上記障がいをもつ人のうち、18 歳以上を「障がい者」、18 歳未満を「障がい児」といいます。

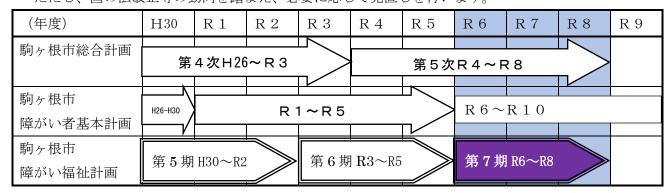
3 計画の位置づけと関連計画

本計画は、国及び長野県の計画との整合性を図りながら、市の総合計画である「駒ヶ根市総合計画」や「駒ヶ根市地域福祉計画」及び、その障害福祉分野の計画である「駒ヶ根市障がい者基本計画」との整合を図りながら、「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」との整合を考慮し、策定するものです。

4 計画の期間と評価等

(1)計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。 ただし、国の法改正等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



(2) 計画の達成状況の点検及び評価

毎年度末に数値の確認、分析、評価を行い、課題等がある場合には随時対応していきます。

5 基本指針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して本計画を作成します。

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した サービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組・定着
- ※ 下線部、新規追加項目

6 障害福祉サービスの種類

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

	サービス名	サービス内容
	足少人業	自宅で入浴や排泄、食事の介護などの手助けや、部屋の掃除、
	居宅介護	洗濯などを行います。通院時の支援もあります。
		重度の障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅での
訪	重度訪問介護	入浴、排泄、食事の介護や、外出時の移動の支援などを総合
問系		的に行います。
サ	同行塔誰	視覚障がいにより、一人での移動が難しい人に、外出時に同
ビビ	刊175度	行して移動の支援や外出先での代筆、代読もします。
ス	行動 授誰	知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が難しい人に、
	11	危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数の障害福祉
	援	サービスを組み合わせて支援します。
	上 上 注 注 注 注 注 注	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護
	工10万 吱	や、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上の
		ための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、リハビリやト
		レーニングなどの必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力能向上
		のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、入浴や排泄、
日中		食事等に関する必要な訓練を行います。
中活	 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要
活動系	19L 73 19 11 X 18	 洗濯などを行います。通院時の支援もあります。 重度の障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行います。 視覚障がいにより、一人での移動が難しい人に、外出時に同行して移動の支援や外出先での代筆、代読もします。 知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が難しい人に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 者等包括支 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護や、創作的活動や生産活動の機会を提供します。自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、リハビリやトレーニングなどの必要な訓練を行います。 自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、入浴や排泄、食事等に関する必要な訓練を行います。 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 一般企業等での就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な人に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に、働く場を提及援(B型) 供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力を習得するための訓練を行います。 一般就労した人が、職場に定着できるよう、企業や自宅への
サー		一般企業等での就労が困難な人のうち、適切な支援により雇
ビフ	 	用契約等に基づき就労することが可能な人に、雇用して就労
ス 	》	する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必
		行援護 視覚障がいにより、一人での移動が難しい人に、外出時に同行して移動の支援や外出先での代筆、代読もします。 知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が難しい人に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 度障害者等包括支 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護や、創作的活動や生産活動の機会を提供します。自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、リハビリやトレーニングなどの必要な訓練を行います。自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、入浴や排泄、食事等に関する必要な訓練を行います。 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識を行います。一般企業等での就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な人に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力を習得するための訓練を行います。
		雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に、働く場を提
	就労継続支援(B型)	供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力を習得す
		るための訓練を行います。
		一般就労した人が、職場に定着できるよう、企業や自宅への
	就労定着支援	訪問、来所により必要な支援をします。

	サービス名	サービス内容
日	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院等の施設で、機能訓
中活	原食川设	練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援を行います。
動系	短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、
ボサー	应别八川 (抽1年)	障害者支援施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
ピ	短期入所(医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、
ス	应别八月 (区原生)	病院等の医療施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
		施設を利用していた人が、一人暮らしを始めたときに、生活
	自立生活援助	や健康、近所づきあいなどの問題がないか、訪問して必要な
施設		助言などの支援をします。
系サ	共同生活援助	地域で自立した日常生活をするうえで必要な相談、必要に応
ĺ	(グループホーム)	じて入浴や排泄、食事等のサービスを共同生活する住宅にお
ビス		いて提供をします。
	施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴や排
	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	泄、食事などの介護を行います。
		障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等
		利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連
	計画相談支援	絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行いま
		す。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モ
相		ニタリング)し、サービス事業者等との連絡調整を行います。
談支援		障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所
援	地域移行支援	することが決定した人を対象に、地域移行支援計画の作成、
	地域物门又饭	相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機
		関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している人を対象に、常時の連絡体
	地域足有义饭	制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

	サービス名	サービス内容		
	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活に必要な動作や知識の指導等、		
诵	汽里光连又饭 	集団生活に必要な適応訓練を行います。		
通所系サ	尼佐到旧本数法十 校	上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して、児童発		
ボサー	医療型児童発達支援	達支援にあわせ、必要な治療を行います。		
ビ	放課後等デイサービ	学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中		
ス		において、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促		
	ス	進などを行います。		

	サービス名	サービス内容
通所系サ	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がい児に対して、支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のた
ĺ	日本計明刊	めの専門的な支援を行います。
ビス	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所サービス利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
入所系サ	福祉型児童入所支援	障がい児を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自律 に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。
サービス	医療型児童入所支援	福祉型児童入所支援にあわせて、治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援等の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(3)地域生活支援事業

(3) 地域工石文版事末	
事業名	事業内容
 1. 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるためのイベント
	や広報を行います。
2. 自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民の自発的な
	交流活動を支援します。
	障がいのある人やその保護者などの様々な相談に
3. 相談支援事業	応じ必要な情報の提供や助言を行います。また、虐
	待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
4. 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援するとともに、適正に
	後見業務を担うことのできる法人の活動などを支援
5. 成年後見制度法人後見支援事業	します。
	聴覚や視覚などの障がいのため意思疎通に支援が
6. 意思疎通支援事業	必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣し
	ます。
 7. 日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活用具を給付または貸
1. 日币生佰用	与することで、自立した生活を促します。
	手話で日常会話を行うのに必要な表現技術などを
8. 手話奉仕員養成研修事業	習得した人を養成し、聴覚障がいのある人を支援し
	ます。
9. 移動支援事業	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助け
3.1岁别又1友尹未	るために、外出するときの移動の支援をします。
	ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会と
10. 地域活動支援センター	の交流を増やす活動などを行う場所として、障がい
	のある人の地域生活を支援します。

7 目標値等の設定

(1) 第7期計画の目標値(成果目標)

本計画において必要な障害福祉サービス量を見込むに当たり、令和8年度を目標年度として、地域生活移行や就労支援などの課題に関した次に掲げる事項について、それぞれの目標値を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行者数

項目	令和4年度末	本計画期間	令和8年度末
施設入所者数	36 人		33 人
施設入所者の削減数		3 人	
		(8.3%)	
施設入所者の地域生活への移行者数		3 人	

②福祉施設から一般就労への移行者数 (単位:人)

項目	実績	実績	目標値		
		見込			
年度	R 3	R 5	R 6	R 7	R 8
就労移行支援から	0	0	1	1	1
就労継続支援(A型)から	0	0	0	0	1
就労継続支援(B型)から	2	0	0	0	0
計	2	0	1	1	2
生活介護・自立訓練から	0	0	0	0	0

令和3年度の実績に対する目標値(令和8年度)の伸びは1.0倍です。

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場として、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心 に情報共有や課題の検討等を行います。

④ 地域生活支援拠点等の整備

地域で安心して生活していくために障がい者の地域生活を支援する機能(相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域づくり)を持つ拠点の整備について、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心に整備を進めてきました。特に緊急時の受入れ先として、圏域内の障がい者入所施設を中心に拠点整備を進めております。引き続き、不足しているサービス事業拡大に向けて、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心に、関係機関等に働きかけてサービス事業所等の整備を進めます。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

目標項目	目標内容(令和8年度)
児童発達支援センターの設置	伊南4市町村で利用できる体制整備の検討を行
	います。
保育所等訪問支援を利用できる体制を	令和5年度現在、市内に3事業所が開設されて
構築	います。利用促進に向けて、関係機関へ働きか
	けます。
主に重症心身障がい者児を支援する児	3事業所で対応が可能となっております。引き
童発達支援事業所の確保	続き、継続していただけるよう働きかけます。
主に重症心身障がい者児を支援する放	令和4年度に1事業所が開設されました。しか
課後等デイサービス事業所の確保	し、人数制限等があるため、引き続き、自立支
	援協議会子ども若者部会を中心に民間事業所へ
	の働きかけを行います。
医療的ケアが必要な障がい児への支援	上伊那圏域地域自立支援協議会に設置済。
のための関係機関の協議の場の設置	引き続き、上伊那圏域地域自立支援協議会こど
	も若者部会を中心に協議を進めます。

◎切れ目ない支援体制の構築

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援ができ、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援体制の構築を図る必要があります。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、児童発達支援事業にあわせて、地域の障がい児やその家族への切れ目ない支援を行うための地域の中核的な支援施設としての役割を担うようになります。

また、障がい児や家族へのより充実した支援ができるよう、関係機関の連携強化のための情報共有ツール「結 i n g」を通して、成長と発達について、特性や支援の方法を共通理解し、関わる機関が変っても適切に情報が引き継がれる仕組みづくりが重要です。

さらに、障がい特性に応じた施設の利用形態や施設の整備が必要となっており、検討を 進めます。

◎医療的ケアが必要な障がい児への支援

医療的ケア児に対応した児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が少ない状況にあります。医療的ケア児を日常的に介護している家族の負担軽減を図り、安心した在宅生活を送れるよう支援することが必要です。そこで、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指すとともに、上伊那圏域地域自立支援協議会こども若者部会において支援体制の協議を進め、緊急時における

対応については、市内の身近な医療機関と連携体制を築いておくことが必要です。

⑥ 障がい者・児の支援の質の向上

障がい福祉サービス等の提供を行う人材を確保するため、県で開催する相談支援従事者 養成研修や上伊那圏域地域自立支援協議会における人材育成研修など、各種研修会をと おして関係機関と連携し推進を図ります。

⑦ 社会参加の推進

障がい者の社会参加を推進するため、多様なニーズを踏まえ、関係機関と連携し、就労支援の充実やスポーツ、文化芸術活動の推進を図ります。また、コミュニケーションのツールとして、遠隔手話通訳システムや意思疎通支援アプリなど利用できるサービスについて積極的に広報します。

(2) 各種サービスの目標値およびサービス見込み量(活動指標)

サービス見込量は、現に利用している数値等を参考にした月間の見込量です。

※単位は以下のとおり

量を算出するもの	単位	算出方法
利用時間	時間	月間のサービス提供時間
利用者数	ı	月間の実利用人数
利用児童数		月間の美利用八剱
		月間の実利用人数×1人1月あたりの平均利用日数
利用日数	人日分	※「人日分」単位での算出が困難な場合には、月間実
		利用人員に「22日」を乗じて算出。

① 訪問系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	△和 € 年 亩	令和7年度	令和8年度
サービス名	元込むもの	令和4年度	令和6年度		
居宅介護	利用時間	758 時間	760 時間	770 時間	780 時間
店七月	利用者数	利用者数 67 人 68 人	68 人	69 人	70 人
手	度訪問介護	166 時間	166 時間	166 時間	170 時間
里及初间 7		4 人	4 人	5 人	
同行援護	利用時間	9 時間	9 時間	10 時間	10 時間
[H]1] 1 反设	利用者数	2 人	2 人	3 人	3 人
行動援護	利用時間	261 時間	261 時間	261 時間	261 時間
1] 動援護	利用者数	9人	9 人	9人	9人
重度障害者等	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人

② 日中活動系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス名		令和4年度	740年度		
生活介護	利用日数	1,271人日分	1,914人日分	2,024人日分	2,134人日分
生佰月 谖	利用者数	83 人	87 人	92 人	97 人
自立訓練	利用日数	9人日分	10 人目分	10 人日分	10 人目分
(機能訓練)	利用者数	0人	1人	1人	1人
自立訓練	利用日数	24 人日分	30 人日分	35 人日分	40 人日分

(生活訓練)	利用者数	4人	5人	6人	7人
就労選択支援	利用者数			1人	1人
小 34.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.4	利用日数	41 人日分	44 人日分	44 人日分	66 人日分
就労移行支援	利用者数	2 人	2 人	2 人	3 人
就労継続支援	利用日数	738 人日分	880 人日分	880 人日分	880 人日分
(A型)	利用者数	37 人	40 人	40 人	40 人
就労継続支援	利用日数	2,115人日分	2,640人日分	2,640人日分	2,750人日分
(B型)	利用者数	118 人	120 人	120 人	125 人
就労定着支援	利用者数	0 人	0人	1人	1人
療養介護	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人
短期入所	利用日数	132 人日分	132 人日分	154 人日分	154 人日分
(福祉型)	利用者数	6人	6 人	7人	7人
短期入所	利用日数	88 人日分	88 人日分	110 人日分	110 人日分
(医療型)	利用者数	5人	4人	5人	5人

③ 施設系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

山、 ジョカ	日コナルチの	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	サービス名	見込むもの	令和4年度	市和 0 年度	741年度	7740 千度
	自立生活援助	利用者数	3 人	3 人	3 人	4 人
	共同生活援助	利用者数	65 人	65 人	66 人	67 人
	施設入所支援	利用者数	35 人	36 人	37 人	38 人

④ 相談支援(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス名		令和4年度	7和0千度		
計画相談支援	利用者数	68 人	70 人	72 人	74 人
地域移行支援	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	利用者数	3 人	4 人	4人	4 人

⑤ 障害児支援(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

● 片日北久版(水下間日間と)に「豚じた」 が		7 / コル / W / L (三主 /			
サービス名	見込むもの	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用日数	155 日分	177 人日分	200 人日分	235 人日分
児童発達支援	利用児童数	22 人	25 人	29 人	31 人
放課後等	利用日数	495 人日分	540 人日分	580 人日分	630 人日分
デイサービス	利用児童数	65 人	70 人	76 人	82 人
保育所等訪問支	利用日数	33 人日分	50 人日分	65 人日分	80 人日分
援	利用児童数	16 人	24 人	32 人	40 人
居宅訪問型	利用日数	0人目分	0人日分	0人日分	0人日分
児童発達支援	利用児童数	0人	0 人	0人	0 人
福祉型 児童入所支援	利用児童数	0人	0人	0人	0 人
医療型 児童入所支援	利用児童数	0人	0人	0人	0 人
障害児相談支援	利用児童数	27 人	30 人	33 人	35 人
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置人数	0人	1人	1人	1人

⑥「発達障がい者に対する支援」に係る活動指標

175 日	日はまずの	実績	△和 c 左 庄	△和7左 庄	公和 0 欠	
項目	見込むもの	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントトレーニン	受講者数/	13 人	13 人	13 人	13 人	
グやペアレントプログ	年	13 八	13 八	13 人	13 人	
ラム等の支援プログラ	実施者数/	1 1	1 1	1 1	1 Å	
ム等の受講者数	年	1人	1人	1 人	1 人	
ピアサポートの活動	人/年	0 1	0 1	1 1	1 Å	
への参加人数	八/午	0 人	0人	1 人	1人	

(3)地域生活支援事業

サービス見込量は、現に利用している数値等を参考にした見込量です。

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	無
2.	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
3.	相談支援事業				
	①障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	⑧ 基幹相談支援センター等機 能強化事業	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
4.	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
5.	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6.	意思疎通支援事業				
	①手話通訳者・要約筆記者派遣 事業	実利用 件数/年	40	40	40
	②手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0
7.	日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	件数/年	0	0	0
	②自立生活支援用具	件数/年	1	1	1
	③在宅療養等支援用具	件数/年	10	10	10
	④情報・意思疎通支援用具	件数/年	2	2	2
	⑤排泄管理支援用具	件数/年	570	570	570
	⑥居宅生活動作補助用具	件数/年	1	1	1
8.	手話奉仕員養成研修事業	登録見込者 数/年	20	20	20
9. 移動支援事業		利用実人数 /年	70	75	80
		利用時間数 /年	6, 200	6,600	7, 100
10 斯林江新士福上、万		箇所数	1	1	1
). 地域活動支援センター	登録実人数 /年	4, 550	4, 600	4, 600
_		-			-

駒ヶ根市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 令和6年3月発行

発行:駒ヶ根市

編集:駒ヶ根市 民生部 福祉課・地域保健課

駒ヶ根市教育委員会 子ども課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20-1

TEL0265-83-2111 (代表)

F A X 0265-83-8590 • 0265-83-2181